

宮崎県動物愛護推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知事が動物の愛護および管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第38条第1項に基づき委嘱する動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定める。

(推進員の委嘱)

第2条 推進員は、次のいずれかに該当する者の中から、知事が委嘱する。

- 一 宮崎県動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）の構成団体等から推薦を受けた者
- 二 協議会支部（以下「支部」という。）から推薦を受けた者（管轄市町村から支部への推薦者含む）
- 三 推進員の公募に対して応募のあった者

2 前項の推進員は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- 一 原則、宮崎県内に居住する満18歳以上の者
- 二 動物の愛護の推進に熱意と豊富な見識を有するとともに動物愛護に関する活動実績がある者
- 三 動物の愛護及び適正な飼養管理の推進について、国、県又は市町村が行う事業に協力できる者

3 知事は、推進員に対し、動物愛護推進員の証を交付する。

(推進員の活動)

第3条 推進員は、法第38条第2項に定める動物の愛護及び適正な飼養に関する活動を自主的に行うこととする。

2 推進員が活動する範囲は、宮崎県内とする。

(遵守事項)

第4条 推進員は、動物の愛護及び適正な飼養に関する活動に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 活動を行う上で知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。
なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。
- 二 活動にあたっては、個人の人格を尊重し、差別的な扱いや不快の念を抱かせることのないよう注意しなければならない。
- 三 活動に当たっては、動物愛護推進員の証を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること。

なお、推進員の任を解かれた場合には、速やかに動物愛護推進員の証を知事に返納しなければならない。

(任期)

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

また、年度途中で協議会の構成団体等や支部より推薦があった場合、知事は被推薦者について他推進員の任期までを期限として追加で委嘱することができる。

(解任)

第6条 推進員が次のいずれかに該当する場合には、知事は、これを解任することができる。

- 一 協議会の施策、方針に反する場合
- 二 推進員としての役割を果たさない場合
- 三 推進員としての職務の遂行に支障があり、又は、これに堪えない場合
- 四 推進員としてふさわしくない非行があった場合
- 五 本人からの申出があった場合
- 六 前各号の規定にかかわらず、第2条第2項各号に該当しなくなった場合又は知事が必要と認めた場合

(報告等)

第7条 推進員は、その任期中、年度内の活動内容等について翌年度の4月末までに、動物愛護推進員活動報告書により知事に報告する。

2 推進員は、推進員を対象とした講習会、会議等に参加し、推進員としての活動を遂行するために必要な知識、技術等の習得及び研さんに努めなければならない。

(庶務)

第8条 推進員の委嘱に関する庶務は、宮崎県福祉保健部衛生管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月18日から施行する。